

## 1. 本統計表の説明

この統計表は、人事統計報告に関する政令（昭和 41 年政令第 12 号）に基づき作成される職員の在職関係に関する統計報告のうち、常勤職員在職状況統計報告、検察官在職状況統計報告、再任用職員在職状況統計報告、常勤労務者等在職状況統計報告、休職状況統計報告及び非常勤職員在職状況統計報告について集計したものである。

なお、行政執行法人の職員は、これらの統計には含まれていない。

### (1) 常勤職員在職状況統計表について

常時勤務を要する官職を占める職員に関する統計表である。

他の統計表に計上している検察官、再任用職員、常勤労務者等（国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員をいう。以下、同じ。）及び休職・派遣・休業職員は含まれていない。

- 俸給表別の表は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項に規定する俸給表の他、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）第 7 条第 1 項に規定する俸給表、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成 9 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する俸給表ごとに区分した。
- 年齢区分別の表は、平成 28 年 4 月 1 日現在の年齢により、5 歳階級に区分した。

※昨年と対象範囲等が異なるため、前年比較は行っていない。

### (2) 検察官在職状況統計表について

検察官に関する統計表である。休職・派遣・休業状況統計表に計上している派遣・休業職員は含まれていない。

- 号別の表は、検察官の俸給等に関する法律（昭和 23 年法律第 76 号）第 2 条に定める俸給月額により、区分した。

(3) 再任用職員在職状況統計表について

再任用職員に関する統計表である。休職・派遣・休業状況統計表に計上している休職職員は含まれていない。

○ 再任用職員の勤務時間により、次により区分した。

① 常時勤務……国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 81 条の 4 第 1 項の常時勤務を要する官職にある職員

② 短時間勤務……国家公務員法第 81 条の 5 第 1 項の短時間勤務の官職にある職員

(4) 常勤労務者等在職状況統計表について

常勤労務者等に関する統計表である。

(5) 休職・派遣・休業状況統計表について

職員の休職、派遣及び休業の状況に関する統計表である。

○ 休職・派遣・休業状況統計表で用いられている事由は、次により区分した。

① 休職……国家公務員法第 79 条の規定により休職にされている職員及び第 108 条の 6 第 1 項ただし書の許可を受けている職員を示す。

② 派遣

ア 国際機関派遣

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

イ 交流派遣

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号）第 8 条第 2 項に規定する交流派遣職員を示す。

ウ 法科大学院派遣

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号）第 11 条第 1 項の規定により

派遣されている職員を示す。

エ 弁護士職務経験

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成 16 年法律第 121 号）第 2 条第 4 項の規定により弁護士となってその職務を行う職員を示す。

オ オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 17 条第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

カ ラグビーワールドカップ組織委員会派遣

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号）第 4 条第 1 項の規定により派遣されている職員を示す。

③ 休業

ア 育児休業

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条の規定により育児休業をしている職員を示す。

イ 自己啓発等休業

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 2 条第 5 項に規定する自己啓発等休業をしている職員を示す。

ウ 配偶者同行休業

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）第 2 条第 4 項に規定する配偶者同行休業をしている職員を示す。

※昨年と対象範囲等が異なるため、前年比較は行っていない。

(6) 非常勤職員在職状況統計表について

常時勤務を要しない官職を占める職員に関する統計表である。国家公務員法第 81 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員）及び休職・派遣・休業状況統計表に計上している休職及び休業職員は含まれていない。

○ 職名の分類

この統計表で用いられている職名の分類は、次に示す職名の区分によつて

- ア 「事務補助職員」：事務的業務を補助する職員  
(例) 事務補佐員等
- イ 「技術補助職員」：技術的業務を補助する職員  
(例) 技術補佐員、検査補助員等
- ウ 「技能職員」：特殊の技能経験を必要とする職務に従事する職員  
(例) 自動車運転手、電話交換手、調理師等
- エ 「労務職員」：労務に服する職員  
(例) 用務員、守衛、宿舍管理人、労務作業員、清掃員、炊事人等
- オ 「医療職員」：医療業務に従事する職員  
(例) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士等
- カ 「教育職員」：学校その他において教育、研究、指導等に従事する職員  
(例) 講師、指導員、客員教授等
- キ 「専門職員」：専門的業務に従事する職員でオ及びカに掲げる職員以外のもの  
(例) 調査員、研究員、相談員、通訳人等
- ク 「統計調査職員」：統計調査的業務に従事する職員  
(例) 統計調査員、統計指導員等
- ケ 「委員顧問参与等職員」：委員、専門委員、調査委員、試験委員、審査委員、調停委員、顧問、参与、評議員その他これらに準ずる職員
- コ 「その他の職員」：アからケまでのいずれの分類にも属さない職員

※昨年の「観測監視等職員」区分は廃止しその他の職員に含めた。

○ 雇用形態別の分類

この統計表で用いられている雇用形態別の分類は、次に示す区分によつて

ア [A]

人事院規則 8-12 (職員の任免) 第 4 条第 13 号の期間業務職員

a [A-イ]

[A] の職員であつて、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を超える職員  
(その職員に定められている任期が 6 月を超える場合を含む。)

b [A-ロ]

[A] の職員であつて、[A-イ] 以外の職員

イ [B]

期間業務職員以外の非常勤職員